

三国丘中学校区青少年健全育成協議会 規約

第1条 本会は、三国丘中学校区青少年健全育成協議会（以下「協議会」という）と称する。

第2条 本協議会の事務局は、堺市立三国丘中学校内に置く。

第3条 本協議会は、家庭・地域そして学校が協働し、青少年の健全育成に努めることを目的とする。

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 青少年の校外生活の指導、助言と援助
- 2 地域ぐるみの青少年健全育成についての啓発
- 3 三校育成交流による幼稚園を含めた小・中学校の連携
- 4 その他、目的達成に必要と認める事業

第5条 本協議会は、次の本会員をもって組織する。

◎堺市立榎小学校・三国丘小学校・三国丘中学校（各3名）三国丘幼稚園（1名）の教職員を代表するもの。

◎堺市立榎小学校・三国丘小学校・三国丘中学校（各2名）三国丘幼稚園（1名）のPTAを代表するもの。

◎三国丘中学校区の地域を代表するもの。（榎校区・三国丘校区 各4名）

2 会員は、本協議会の趣旨を理解し、事業の普及に努める。

第6条 顧問は、各自治連合会会長が兼務する。顧問は、会長の要請に応じて会務に助力する。

第7条 本協議会には、次の役員を置く。

◎会長（中学校PTA会長）

◎副会長（各小学校PTA会長）

◎理事（小・中学校長、幼稚園長、各小学校区地域代表2名）

◎事務局長（事務局および事務局長に関する事項は、別に細則に定める。）

第8条 本協議会の会員および役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。会員および役員の辞任にともなう後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は、会務を総轄し、本協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときにはその職務を代行する。
- 3 理事は、本協議会の目的を達成するために会務を遂行する。
- 4 会計は、本協議会の経理を処理する。
- 5 事務局長は、役員会の承認のもと本協議会の運営にあたり、庶務等を担当する。
- 6 事務局次長は、本協議会の運営にあたり、事務局長を補佐する。

第10条 本協議会の会議は、次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 役員会

第 1 1 条 総会は、毎年 1 回開催する他、必要に応じ会長が招集し開催する。

第 1 2 条 役員会は、本協議会の運営に関することを審議し決定する。随時会長が招集する。

第 1 2 条の 2 会長は必要に応じて事務局員の出席を求めることができる。

第 1 3 条 総会は、すべての会員の半数以上の委任状および出席をもって成立とし、出席者の過半数でこれを議決する。

第 1 4 条 本協議会の経費は、堺市よりの補助金その他をもってこれにあてる。

第 1 5 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終了とする。

第 1 6 条 規約の変更は、総会の承認を得なければならない。

(附則) 本規約は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) 本規約は平成 2 1 年 6 月 5 日一部改正する。

(附則) 本規約は平成 2 2 年 6 月 2 日一部改正する。

(附則) 本規約は令和 6 年 1 0 月 9 日一部改正する。

事務局細則

1 事務局は、中学校に置く。

2 事務局長は中学校校長とする。

3 会計は、中学校教頭。総務は、小学校教頭。会計監査は、小学校校長があたる。